

放射能汚染に対する国民不安の早期解消を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災を契機に、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故による放射性物質の外部への大量放出は、食品、飲料水への影響や環境破壊など、広範囲に及んでおり、国民に大きな不安を与えている。また、放射性物質に関する基準や十分な情報がないことから、各地で風評被害や震災がれき受入等をめぐる混乱が生じている。

よって、国においては、国民の誤解や不安を取り除くため、早期に各種基準の設定や対処方針の明確化を図るとともに、一層の検査体制の充実と的確な情報の発信、農畜水産物の安全性確保、観光地への誘客対策に必要な次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 放射線量の状況を広域的に把握し、学校や地域住民の安全・安心の確認に活用するため、小・中・高校、幼稚園、保育所、公園等における線量計測システムの充実のほか、放射能調査体制のさらなる充実を図ること。
- 2 流通食品の信頼を回復し、安全・安心を確立するため、地方自治体で実施する食品の放射能検査に関し、今年度既に整備した機器を含め、必要となる機器導入経費や実施経費について財政措置を講じること。
- 3 原子炉等規制法では、原子力発電所内で発生した廃棄物のうち、そのまま再利用や埋立処分ができるとした基準（クリアランスレベル）は100Bq/kg以下である。しかし、環境省の「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」には、安全に埋立処分可能な目安として8,000Bq/kg以下という値が示されていることから、この2つの数値は住民にはわかりにくく、安全性の確保について一貫した説明ができない状況となっているため、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物の取り扱いに関する基準について、クリアランスレベルとの関係を含めわかりやすく明確に説明すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

徳島県議会議長 岡本富治